

移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領

平成 31 年 4 月 26 日	31 地づ第 59 号
令和元年 12 月 20 日	31 地づ第 238 号
令和 2 年 8 月 11 日	2 地づ第 114 号
令和 3 年 2 月 26 日	2 地づ第 288 号
令和 3 年 3 月 31 日	2 地づ第 319 号

(趣旨)

- 第 1 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業費補助金(以下「補助金」という。)による移住支援事業及び創業支援事業の実施の取扱いについては、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業費補助金実施要綱(平成 31 年 4 月 26 日付 31 地づ第 59 号。以下「実施要綱」という。)及び他の法令等の定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(事業の実施)

- 第 2 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内市町が策定しているまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、長崎県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、長崎県と県内市町が共同して、移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第 3 移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、長崎県と県内市町が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町の協力を得て、長崎県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

- 第 4 移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

長崎県が行うマッチング支援事業又は創業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は創業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、長崎県と居住地の市町が共同して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

長崎県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する(職業安定法第 4 条第 6 項の募集情報等提供事業)とともに、市町や経済

団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 創業支援事業

長崎県が、社会的事業の創業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(移住支援事業及びマッチング支援事業)

第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

長崎県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町は、 に定める要件を満たす者のうち、 、 、 又は の要件を満たす者の申請に基づき、 に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。

移住等に関する要件

次に掲げる(ア)(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 長崎県内に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、長崎県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 転入先の市町に、移住支援金の実施要領等が設置されていること。
- d その他長崎県及び市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、長崎県が移住支援金の対象として第5-2により開設・運営するマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

本事業における関係人口に関する要件

長崎県における市町や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 市町において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

(イ) 対象範囲の明確化に当たっては、長崎県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

創業に関する要件

第6に定める創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式1）及び本人確認書類に加え、上記の要件に該当することを証する書類及び以下の書類を移住先の市町に提出する。

- a 上記 又は に該当する場合
 - ・就業先の就業証明書（様式2）
- b 上記 に該当する場合
 - ・市町が必要と認める書類
- c 上記 に該当する場合
 - ・創業支援金の交付決定通知書

(イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記 の要件を満たし、かつ 、 、 又は の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3）を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じた要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして長崎

県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

債権の回収の特例

1(2) (イ)及び (ウ)について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに長崎県に共有することとする。また、長崎県は、創業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

長崎県は、 に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイト「Nなび」の運営を行う。

マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
- (イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。
- (ウ) みなし大企業 でないこと。(ただし、上記(イ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない)

本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(エ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。))を採用する法人を除く。)ではないこと。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(2) 移住支援金の対象法人の選定

長崎県は、以下の申請が(1)の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書(様式4)を長崎県に提出する。

登録

長崎県は、の申請が(1)の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

長崎県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

長崎県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催

長崎県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

長崎県が委託した人材紹介会社等による、地域金融機関、経済団体等に対する地域における採用活動(求人広告・採用ページ作成等)支援者の養成のための研修会の開催

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

長崎県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町に共有することとする。

(創業支援事業)

第 6 創業支援事業は、次のとおり実施する。

1 創業支援金の支給額等

長崎県内において、(1) に定める要件を満たす者のうち、(2) に定める要件を満たす事業の創業 (Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継を含む) を行う者に対して、当該創業を行った者が要した (3) に定める経費の 2 分の 1 に相当する額を創業支援金として交付する。ただし、創業支援金の額は最大 200 万円とする。加えて、事業立ち上げ等に関する伴走支援を行う。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

創業支援事業の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。(Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継の場合は、既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、その代表者となる者であること。)

長崎県内に居住していること、もしくは創業支援事業の事業期間完了日までに長崎県内に居住することを予定していること。

法人の登記又は個人事業の開業の届出を長崎県内で行う者。

法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

次に掲げる から までの事項の全てに該当すること。

社会的事業 (Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む) の要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること (社会性)

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること (事業性)

(ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと (必要性)

(エ) 地域再生計画において、「地域活性化関連」、「まちづくりの推進」、「過疎地域等活性化関連」、「地域交通支援」、「社会教育関連」、「子育て支援」、「環境関連」、「社会福祉関連」のいずれかに沿うもの。

補助金等による助成終了後においても雇用が継続または拡大すると見込まれること。

本事業終了後に売上高の増加または付加価値額の増加が図られる蓋然性が

高い事業性を有するもの。

事業に要する資金について、自己資金または金融機関からの資金調達が十分見込まれること。

長崎県の管内で実施する事業であること。

創業支援事業の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。

(3) 創業支援金の対象経費

創業支援金の対象経費は、別紙のとおりとする。

2 交付手続

(1) 申請

創業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を3(1)の執行団体に提出する。

(2) 交付方法

執行団体は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て、(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、創業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

(1) 執行団体

県は、長崎県商工会連合会(以下「連合会」という。)を実施要綱別表1の執行団体と定め、連合会に対し、創業支援事業の実施に係る経費を対象として補助を実施し、連合会が事業を実施する。

(2) 執行団体が行う業務

執行団体が行う業務は以下のとおりとし、具体的な内容は別に定める。

創業支援事業の審査・支給

商工会、商工会議所その他認定経営革新等支援機関と連携した創業者への伴走支援

(実績報告)

第7 要綱第7条第1項の規定に基づく実績報告書等の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は以下に定める日のいずれか早い日とする。

移住支援事業 事業実施年度の3月5日

創業支援事業 事業実施年度の3月15日

(財源の負担割合)

第8 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

移住支援金の地方負担については、長崎県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、長崎県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、長崎県が負担する。

3 第6に定める創業支援事業

事業費の地方負担については、長崎県が負担する。

(協力)

第9 長崎県と市町は、移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業の実施に必要な事項は、長崎県と県内市町が協議して定める。

附 則

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙 創業支援金の対象経費

対象経費	経費内容
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業に必要な従業員の給与、賃金 ・ 創業に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金 ・ 給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 ・ 代表者・役員及びその親族（生計を一にする三親等以内）は対象外。
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・ 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・ 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 <p>注）単なる老朽化設備の更新は対象外 注）土地・建物（中古含む）の取得、及び使途・必要性が明確でない経費は対象外</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） <p>注）土地・建物（中古含む）の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・ 商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ・ 創業のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等）
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等への謝金、旅費等）
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の資格取得・研修・講習受講にかかる経費（創業に直接必要なものに限る。）

市(町)長宛て

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書(ひな型)

【長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援金実施要領】に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	テレワーク	関係人口

3 各種確認事項(該当する欄に を付けてください)

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、市(町)に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 〇〇市(町)への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
		A.		B.

各種確認事項のB.に を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内への通勤をしていた履歴を記載

住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内への通勤をしていた履歴を記載

期間	就業先	就業地

東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

管理コード(長崎県及び 市(町)使用欄)	
----------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び 市(町)から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に 市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に 市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 2(2)及び(5)について、 市(町)から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の1について返還します。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額を返還します。

(様式 1 別紙 2)

長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

長崎県及び 市(町)は、長崎県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、長崎県及び 市(町)が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び 市(町)は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

市長宛て

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）（ひな型）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	<p>目的達成後に離職することが前提ではない</p> <p>プロフェッショナル人材事業 先導的人材マッチング事業</p>

長崎県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び市（町）の求めに応じて、同県及び同市（町）に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

市長宛て

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）（ひな型）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

長崎県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び 市（町）の求めに応じて、同県及び同市（町）に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

市(町)長

長崎県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書(ひな形)

長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 1,000,000 円

振込予定日 年 月 日

指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。
移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号(下3桁)：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 市(町)は、長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
ただし、以下の 及び の場合において、市(町)から県内の他の移住支援事業実施市町へ提出した場合は、返還すべき額の4分の1に相当する額を請求します。

申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

申請日から3年未満に 市以外の市区町村に転出した場合：全額

申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づく創業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

申請日から3年以上5年以内に 市(町)以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 市(町)は、長崎県移住支援事業、マッチング支援及び創業支援事業実施要領の規定に基づき、長崎県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

ます。

- 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

長崎県知事宛て

申請年月日 令和 年 月 日

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			フリガナ		
法人名	印		法人の代表者 氏名		
本社所在地	〒				
法人番号				担当者	
県内の事業所 上記法人名及び所在地と同じ場合は記入不要	名称			所在地	〒
メールアドレス				電話番号	

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に を付けてください）

(1) 国が定める共通要件

官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと	官公庁等ではない	官公庁等である
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。	資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではない	資本金10億円以上の営利を目的とする私企業である
みなし大企業ではないこと（ 1 ）	みなし大企業ではない	みなし大企業である
本社所在地が東京圏（ 2 ）のうち条件不利地域（ 3 ）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。	本社所在地が東京圏ではない	本社所在地が東京圏である
雇用保険の適用事業主であること	適用事業主である	適用事業主でない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	風俗営業者でない	風俗営業者である
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	反社会的勢力でない	反社会的勢力である

(2) その他

別紙「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
長崎県就職応援サイト「Nなび」への法人情報登録の有無について	登録あり	登録なし

管理コード（長崎県使用欄）

- 1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている 資本金10億円未満の法人
- 注) 上記項目の資本金10億円以上の法人が2.(1)の2番目の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。
- 2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(様式4別紙)

移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

- 1 長崎県移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び長崎県内の市町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。
- 3 県が運営するマッチングサイト（Nなび）に登録する求人情報等データについて、オープンデータ化し、地方創生推進交付金を用いたマッチング支援事業に協力する民間求人サイト運営事業者提供されること、また、同協力事業者が運営する求人サイト等に求人情報等を掲載されることに同意します。